



社労士 AI 通信

あがわといしげきが愛と情熱を込めて皆様の元へお届けします！！



【今月の風景 ～ フランクフルト マイン川】

今月からドイツの風景や面白いと感じたことをお伝えします。今月はマイン川の朝焼け。フランクフルトはライン川の支流の一つであるマイン川の下流に位置しており「フランクフルト・アム・マイン」というのが正式名称です。直訳すると「マイン川沿いのフランクフルト」という意味で、旧東ドイツにある小さな街「フランクフルト・アン・デア・オーデル」と区別しているそうです。フランクフルトは第二次世界大戦で壊滅的な打撃を受け、その後ドイツ唯一の高層ビル群がある都市になりました。写真には写っていませんが、中心部は歴史的建造物の間に銀行などの超高層ビルが林立していて、なんとも不思議な光景です。

【今月のトピックス】

- 今月の風景～フランクフルト マイン川
- 2013年4月より施行となる改正高年齢者雇用安定法への対応
- お気楽 OL AI 子の身近な法律
- コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～
- 総務ご担当者のための「お仕事カレンダー」



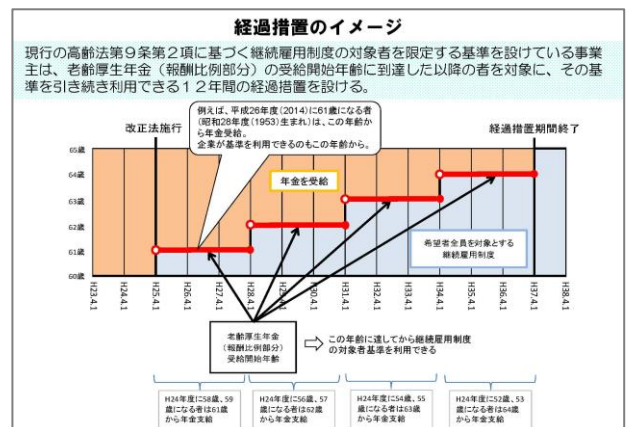
2013年4月より施行となる改正高年齢者雇用安定法への対応

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高年齢者雇用安定法）の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。原則として希望者全員を継続雇用制度の対象とする必要がありますが、経過措置と例外的に継続雇用しないことができる定めを設けることができるようになっていきます。

厚生労働省HPより

「高年齢者雇用安定法の改正～「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止～」

<http://p.tl/v-ip> (URL を短縮しています)



図：厚労省作成改正高年齢者雇用安定法概略より
<http://p.tl/NF7B> (URL を短縮しています)

【お気楽OL AI子の身近な法律】

お気楽すぎる発言で周囲を困らせるが、なぜか憎めないキャラのAI子（アイコ）に手を焼く先輩U子（ユウコ）。今月は何が！？



第9回：（労働組合法）第1条、第2条

お気楽 AI子：「あっE男～ちょっとさーこれに署名してよ～」

同僚 E男：「えっなにこれ。…ええと、『労働組合加入のご案内』？今度はどうしたの、いったい」

お気楽 AI子：「えー、こないだの忘年会で知り合ったイケメンがね～、合同労組の書記長をやってるらしく、労働組合に入れば、賃金も休みも増えるって教えてくれたの～」

同僚 E男：「えーうさんくさそうだなー。そもそもAI子なんて有休100%使ってんじゃん」

お気楽 AI子：「なにってんのよ～。そんなの当然の権利じゃーん。この会社給料も上がんないしさー。この労組に入れば代わりに交渉もしてくれるらしいよ」

同僚 E男：「えっそれっていわゆる団体交渉なんじゃないの。…物騒な。おれ遠慮しとくわ」

お気楽 AI子：「あっU子さーん。U子さんもこれにサインしてくださーい！！」

先輩 U子：「わたしは管理職だから組合員になれないわよ。そもそも組合なんかつくったら、うちの社長は別会社立ち上げて、まじめな社員だけそっち移して会社つぶしちゃうだけよ」

お気楽 AI子：「えっマジ！？…やっぱまじめに働きなよ、E男～！！」

同僚 E男：「おれかよ！！」

2010年の労働組合の組織率は18.5%と、それまで長年、下落傾向にあった組織率が、09年に34年ぶりに上昇に転じ、その後、横ばいです。これは、パートなどの加入率が増えたのと、ひとりでも加入できる組合がネットなどで周知されるようになり、中小企業で働いている労働者の加入が増えたことが原因のようです。確かに、労働者を食い物にする経営者はいけません、このご時世、会社のことを考え、生き残りをかけて、必死に東奔西走している社長がほとんどです。そんな社長がやる気を失ったら、会社を閉鎖してしまうかもしれません。そうになったら労働者は…自分のクビを締めるだけだと思いませんか。



コーヒーブレイク～不思議総合研究所より～

いしげきマネジメント・オフィスに併設？されている不思議総合研究所所長の石関が、実際に体験して「これはすごい！」と思った日本全国の不思議スポットについてご案内いたします。

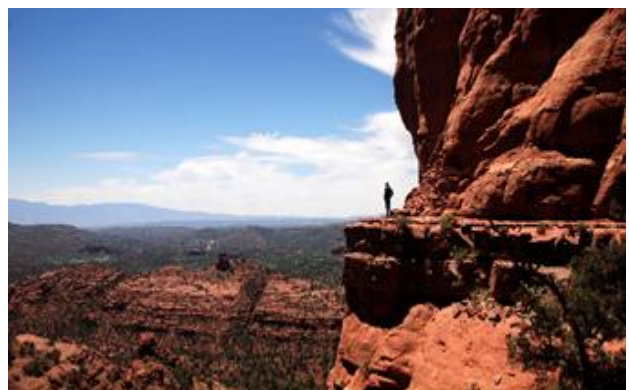
第9回：セドナ（アメリカ・アリゾナ州）

年末特別号は、海外のパワースポットのご紹介です。不思議愛好家の間ではもうかれこれ20年以上も前から世界屈指のパワースポットのひとつとして有名なこの場所。ここセドナで有名なヴォルテックスといわれるパワースポットは4カ所あり、そのうちのひとつ「ベルロック」といわれる岩の前で写真を撮ろうとしたら、何度シャッターを押しても写真が撮れず、最後カメラが壊れてしまったり（パワーがあるところでは電化製品はよく壊れます）、別のパワースポット「カセドラルロック」の頂上では、景色をみながらぼーっとしてたら、突然、「もう…終わりなのだ」と、グレーの敷布（？）

のような服を着たロン毛の茶髪の自分（！）が、誰か部下みたいな人に話をしている情景がフラッシュバックしてきたりと不思議体験も満載。

「…でもいい。われわれはやるべきことを最後までやるだけだ」と語っている自分に驚くばかり。不思議体験、こんなわたしでもそれなりにしたので、やはりここは世界有数のパワースポットなのでしょう。不思議好きのみならずぜひ一度、訪れてみてくださいね！！

⇒⇒⇒ヴォルテックスの一つ、「カセドラルロック」。
豆粒みたいのがわたしです





総務ご担当者のための 1月のお仕事カレンダー

日付	1月の業務内容
1月4日(金)	11月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考：日本年金機構「保険料と総報酬制について」 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789
1月10日(木)	一括有期事業開始届（建設業）届出 参考：電子政府の総合窓口 イーガブ http://bit.ly/HZUh7R （URLを短縮しています。そのままクリックしてください）
1月10日(木)	12月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の支払い 参考：国税庁「源泉所得税の納付期限と納期の特例」 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
1月21日(月)	源泉所得税の特例納付（7月から12月分・納付特例届出書提出者） 参考：国税庁「源泉所得税の納付期限と納期の特例」 http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2505.htm
1月31日(木)	12月分健康保険・厚生年金保険料の支払い 参考：日本年金機構「保険料と総報酬制について」 http://www.nenkin.go.jp/n/www/service/detail.jsp?id=3789
1月31日(木)	労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満の10月～12月の労災事故について報告） 参考：厚生労働省「労働災害が発生したとき」 http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousai/index.html
1月31日(木)	* 税務署へ法定調書の提出（源泉徴収票・報酬等支払調書・法定調書合計表） * 市区町村への給与支払報告書の提出

* 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が平成23年12月2日に公布され、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収することになります。

復興特別所得税関係について（国税庁）<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/fukko/index.htm>

【いしげきのセミナー情報】☆1月、2月開催予定☆

★フェリス大学での特別講義 「派遣労働についての最近の傾向および女性のキャリアについて」

日 程：1月21日（月）14:50～16:20 会 場：フェリス大学緑園都市キャンパス内
原則、非公開となります。内容等についてご興味のある方は下記、石関までお問い合わせください。

★派遣元責任者講習会 ～労働者派遣法のしくみ、法改正、実務上のポイントを網羅！～

日 程：2月21日（木）10:00～17:00 会 場：新宿
受 講 料：一般：8,000円 / 登録会員：7,000円（教材費、税込）（お申込みの際、阿河または石関の紹介とお伝えください。登録会員扱いとなります）

<お問い合わせ・ご相談>

「社労士 AI 通信」のバックナンバーは So-net が運営する SOHO・個人事業主の事業支援サイト「Smart SoHo」において好評掲載中！
<http://smartsoho.so-net.ne.jp/ainews/archive.html>

いしげきマネジメント・オフィス
特定社会保険労務士 石関 裕子
TEL :03-5979-5977 FAX :03-5979-5976
E-mail : info@sr-ishizeki.jp
<http://www.sr-ishizeki.jp/>



社労士 AI 通信編集 阿河 敬子
特定社会保険労務士 休業中
2012年12月よりドイツ・フランクフルト在住
E-mail : info@qualitas-sr.jp



あがわといしげきが愛と情熱を込めてお送りする「社労士 AI（エーアイ）通信・第9号」はお楽しみいただけましたでしょうか。今日が仕事納めという方も多いのではないのでしょうか。今年も大変お世話になり、誠にありがとうございます。新年も何卒宜しく願い申し上げます。「社労士 AI 通信」に関してのご意見・ご感想などをお寄せいただければ今後の励みになります。では、どうぞよいお年をお迎えくださいませ！！